

小学校バス通学について

坂下南小及び坂下東小学校バス通学の対象は、次の区域に在住する小学生です。

《バス通学区域（記載は大字名）》※通学距離が2km以上ある区域が対象です。		
坂下南小学校	若宮地区	牛川(字村中乙・字砂田・字西新町・字弥五畑は除く)、 勝大、樋島、大沖、五ノ併
	川西地区	八日沢、見明、大上、宇内、津尻、長井
	八幡地区	塔寺、気多宮、坂本、新館(字大西・字森前の一部は除く)
	高寺地区	片門、高寺、束松
坂下東小学校	金上地区	宮古(字小川原・字台畑・字天神の一部・字村西の一部は除く)、 海老細(字墓ノ前は除く)、束原、新開津、開津
	広瀬地区	青木、青津、沼越、立川、五香、御池田、三谷、合川

- 1 「小学校バス通学登録・登録事項変更届出書」に記入して学校に提出し登録をする。
(登録は今回の申請手続きにより、今後登録事項に変更等が無い限り、小学校卒業時まで不要です。)
- 2 バスの乗降には、定期券に代わる「定期券購入証明書」を町が発行します。乗降する際にはこれを定期券同様にその都度バス乗務員に提示してください。
- 3 上記2の証明書は定期券に代わる大切なものですので、ランドセルに紐でしっかり結び付けるなどして紛失しないようご配慮願います。
紛失したままバスに乗車したときは、運賃を払って頂く場合もありますのでご注意ください。
- 4 証明書は、年間を3期に分けて発行する予定です。証明書の期間は、学校と協議の上、町が設定いたしますので予めご了承願います。
- 5 登録事項に変更が生じる場合には、届け出が必要となります。「小学校バス通学登録・登録事項変更届出書」必要事項を記入して提出してください。
- 6 証明書を紛失した場合は、大至急、学校又は教育委員会にご連絡ください。
- 7 バス通学区域であっても、児童の人数やバス路線の変更等の事情により、タクシーでの通学となることも有り得ますので、予めご承知置き願います。

小学校バス通学登録・登録事項変更届出書

平成 年 月 日

会津坂下町教育委員会教育長 様

学 校 名

児童氏名／学年

／ 年

保 護 者 氏 名

印

以下のとおり、登録・登録事項変更をしたいので届け出ます。

1 事由

<input type="checkbox"/> 新規登録	住 所	会津坂下町大字 字 番地
	生年月日／性別	平成 年 月 日生 / 男・女
	自 宅 電 話 番 号	
<input type="checkbox"/> 登録削除		
<input type="checkbox"/> 登録内容変更		

2 上記1の理由

--

3 登録・変更事項

	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 乗車区間 (乗降の停留所名)		
<input type="checkbox"/> 利用区分	<input type="checkbox"/> 往復 <input type="checkbox"/> 片道 (登校 ・ 下校)	<input type="checkbox"/> 往復 <input type="checkbox"/> 片道 (登校 ・ 下校)
<input type="checkbox"/> その他 ()		

4 登録・変更希望日

平成 年 月 日から

5 備考

--